

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産食品のジクロルボス及びナレド)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年8月18日付け薬生食輸発0818第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産畜産加工食品の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったこと、また、調査の結果、原材料の生鮮ねぎが原因であることが判明したことから、モニタリング通知の別表第2及び第3を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2の中国の項中、

検査強化日	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 8月21日	ねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジクロル ボス及びナレド)	

を追加し、

2. 別表第3の中国の項中、

検査強化日	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 8月21日	食品	残留農薬(ジクロル ボス及びナレド)	NO.2 MEAT PRODUCTS PROCESSING WORKSHOP OF SHANDONG FENGXIANG FOOD CO.,LTD

を追加する。